

日本国憲法

憲法によって私たちの平和は どう守られているの？



世界に誇れる徹底した平和主義

日本国憲法は、「政府の行為によって」「戦争の惨禍」が起こされたことに対する深い反省に基づき、平和主義を基本原理として採用しました。

憲法前文は、日本の安全保障について、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べ、国際的に中立の立場からの平和外交及び国際連合による安全保障を基本とすることを明らかにしています。ただ、これは、決して、他国を頼りにして何もしないという「他力本願」を意味するものではなく、日本が先頭に立って、全世界の平和と人権を守るための具体的行動を起こし、積極的に世界平和を追求するという考え方に立つものです。

これを受けて、憲法9条は、戦争の放棄と戦力の不保持を宣言しています。憲法9条1項は、「戦争の放棄」に「国際紛争を解決する手段としては」という字句が付されているので、いわゆる侵略戦争だけを放棄したのか、自衛戦争を含めて一切の戦争を放棄したのかという解釈が分かれるところですが、同条2項が、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と明言していますので、結局すべての戦争が禁止されることとなります。このように、日本国憲法の平和主義は、世界に誇れる徹底した内容となっています。

米軍の配備は合意？

しかし、他方で、現実をみると、日本には、日米安保条約に基づき、アメリカの軍隊が配備されていますし、日本自身、自衛隊を保持しています。このことはどう考えればよいのでしょうか。

かつて、アメリカ軍の駐留が憲法9条2項の戦力不保持に反するかどうかが争われた事件がありました。最高裁は、①外国軍隊は憲法9条2項が禁じる「戦力」にはあたらない、②日米安保条約は、高度の政治性を有し、内閣・国会の高度の自由裁量的判断と表裏をなしているので、その内容が一見極めて明白に違憲無効と認められない限り裁判所の司法審査の範囲外にある、③米軍の駐留は、一見極めて明白に違憲無効とはいえない

い、と述べて、違憲と判断していた第1審判決を取り消しました（最高裁大法廷昭和34年12月16日判決）。事実上の合憲判断でした。2018年1月の世論調査では、「日米安保条約が日本の平和と安全に役立っている」と回答した人が77.5%だったそうです。しかし、沖縄への米軍基地の集中、軍用機の墜落事故、米兵犯罪等を考えると、本当にこのままでいいのか再検討してみる必要があるのではないのでしょうか。

平和のために自衛隊は必要か？

自衛隊については、政府は、①自衛権は国家固有の権利として、憲法9条の下でも否定されていない、②自衛権を行使するための「実力」を保持することは憲法上認められる、③自衛隊は、「自衛のための必要最小限度の実力」であって「戦力」ではない、と説明してきています。

このような説明に現実的な妥当性があるかどうかは疑問ですし、1990年代以降、自衛隊の海外派遣も行われてきました。「自衛隊は、専守防衛のための実力組織であって戦力ではない」という説明は、ますますつきにくくなっていると思われます。

さらに、安倍政権は、2015年9月、いわゆる安全保障法制を成立させ、限定的ながら集団的自衛権の行使、すなわち、他国防衛のための武力行使が容認されることとなりました。「集団的自衛権の行使は憲法に違反する」というのは歴代内閣の一貫した見解でしたが、政府は「憲法解釈を変更した」と説明しています。

そのうえで、自由民主党は、2018年3月、憲法9条に自衛隊を明記することなど4項目の改憲条文素案を公表し、憲法改正をめざす方針を打ち出しました。私たちは今、「憲法9条を変える必要があるのか」「日本が再び海外で戦争する国になってもいいのか」「現状の方を憲法9条に適合するよう変えていくべきではないのか」等について、真剣に考えなければならない時だと思えます。

回答 旬報法律事務所 今村幸次郎 弁護士（日本医療福祉生活協同組合連合会 前理事）

コラム

戦争の放棄

憲法第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

